

城陽市議会議長交際費の支出及び公表に関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、議長交際費について、適正かつ公正な執行を図り、その支出及び公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(議長交際費の支出)

第2条 議長交際費の支出については、その相手方や内容が社会通念上妥当と認められる範囲内で行うものとする。

2 議長交際費は、政党その他の政治団体、宗教団体等に係る慶祝、会費、協賛・賛助についてはこれを支出しない。

(支出項目)

第3条 議長交際費の支出項目は、次のとおりとする。なお、詳細については別に定める。

- (1) 慶祝は、各種団体の総会、記念式典、祝賀会、行事等へのお祝いに要する経費とする。
- (2) 弔慰は、葬儀等における弔慰金、供花等に要する経費とする。
- (3) 見舞は、病気、災害、事故等の見舞に要する経費とする。
- (4) 会費は、各種団体の会合、懇親会等の参加に要する経費とする。ただし、会費が示されているものはその額とする。
- (5) 前各号に規定するもののほか、議長が特に必要と認める経費については、社会通念上認められる範囲内で支出できるものとする。

(公表)

第4条 議長交際費は、次に掲げる事項について公表するものとする。ただし、相手方への配慮が必要な場合は、個人名は公表しない。

- (1) 執行日
- (2) 金額
- (3) 相手方氏名等
- (4) 目的・内容等

2 前項に規定する公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月の15日までに情報公開を所掌する所管課において閲覧に供し、また、城陽市議会ホームページに掲載することにより行うものとする。

(見直し)

第5条 この基準は、議長交際費の支出内容や支出金額が常に市民感覚に合致したものとなるよう、社会経済情勢の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、平成28年7月11日から施行する。
- 2 この基準による公表は、平成28年度4月分の議長交際費から適用する。
- 3 城陽市議会議長交際費公表基準は、この基準の施行日以降、廃止する。